

令和 4年 5月 12日

お客さま各位

コザ信用金庫
理事長 金城 馨

普通預金を対象とした「未利用口座管理手数料」 の新設および関連預金規定の改定について

コザ信用金庫（理事長 金城 馨）は、下記のとおり、令和4年7月1日（金）以降に開設される普通預金口座（総合口座・貯蓄預金口座含む、以下同じ）において、長期間利用されていない口座に対する「未利用口座管理手数料」の徴収および対象となる口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合に自動解約とする取扱いを開始します。

なお、本件の開始に伴う預金規定の改定を併せてお知らせいたします。

本件は、口座の恒常的なご利用をお願いするとともに、長期間利用されていない口座が不正利用されることによるお客さまの被害を抑止するほか、お客さまへのサービスの維持・向上を図るために導入するものです。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料導入について

〈適用対象〉

令和4年7月1日（金）以降に開設いただいた普通預金口座

〈未利用口座となる口座〉

最後のお預け入れ（当該普通預金の利息入金を除きます）またはお引き出し（本手数料の引き落としを除きます）から2年以上、お預け入れ、またはお引き出しがない口座が口座管理手数料徴収の対象となります。

ただし、以下の口座は対象となりません。

- ①当該口座の残高が10,000円以上の口座
- ②定期預金の利息受取口座
- ③投資信託・国債の残高が1円以上ある場合の指定口座
- ④当金庫の借入返済口座
- ⑤出資配当金の受取口座

2. 未利用口座に対する取扱い

- ①対象となる見込みのお客さまには、当金庫に登録されているご住所に文書にて通知します。
- ②通知後、一定期間経過しても、ご利用またはご解約が無い場合には、本手数料を引き落とします。
- ③残高不足により本手数料の引き落としができなかった場合は、残高全額を本手数料の一部として引き落とすうえ、当該口座を自動的に解約します。

3. 口座管理手数料

年間手数料 1,200 円 (税別)

※未利用口座管理手数料は、令和4年7月1日(金)以降に開設され、2年間お取引のない「未利用口座」を対象として最低限の管理コストをご負担いただくものであり、日頃、お預け入れやお引き出し、口座振替等をご利用いただいているお客さまの口座が対象となることはありません。

4. 預金規定の改定

未利用口座管理手数料の新設にあたり、**普通預金規定・総合口座取引規定・貯蓄預金規定**を改定します。本規定の適用は、改定後の令和4年7月1日(金)以降に新規に普通預金口座を開設されたお客さまの当該口座から対象となります。なお、預金規定については、以下の条項を新設、改定します。

《普通預金規定・総合口座取引規定・貯蓄預金規定 抜粋》

(未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める(略)未利用口座が対象となります。
- (2) この預金口座は、別途定める(略)一定の期間、預金者による所定の利用がない場合(ただし、令和4年7月1日以降に開設された口座に限ります)には、未利用口座となります。
- (3) この預金口座が未利用口座となりかつ残高が別途定める(略)一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引き落としを開始することができるものとします。また残高不足等により、未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、何らかの通知をすることなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。
- (4) 一旦引き落としになり、お支払いいただきました未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

5. 導入日

令和4年7月1日(金)

以上

【お問合せ先】 コザ信用金庫 事務部

業務管理担当 担当者 小渡

電話：098-932-7511